



母子家庭・父子家庭の方へ



お母さん・お父さんが一人でお子さんを育てながら生活していくことは、思った以上に大変なことです。

☆あなたの子育て、応援します☆

竹原市 健康こども未来課 こども福祉係（保健センター1階）
竹原市中央三丁目14番1号 TEL：0846-22-7742

	事業・制度名	内容
手当・助成	児童扶養手当	次の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）の母又は父か、養育している人に月額10,740円～45,500円（第2子以降の加算額あり）を支給します。 ◇父母が離婚した児童 ◇父又は母が死亡した児童 ◇婚姻によらないで出生した児童 ◇父又は母が一定の障害の状態にある児童 等 （所得制限などもあります。） ※問い合わせ先 健康こども未来課 こども福祉係 0846-22-7742
	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭のために医療費を助成しています。この制度の対象となるのは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している所得税非課税世帯のひとり親家庭です。保険診療による医療費の自己負担分を助成します。（ただし、一部負担金が必要） ※問い合わせ先 健康こども未来課 こども福祉係 0846-22-7742
	児童手当	中学校第3学年修了前（15歳到達後最初の年度末）の児童を養育している人に支給します。 ※問い合わせ先 健康こども未来課 こども福祉係 0846-22-7742
	乳幼児医療費の助成	0歳児から小学校第6学年終了前までの通院及び0歳児から中学校第3学年終了前までの入院について、医療機関等で受診した場合、医療費の自己負担分を助成します。（ただし、一部負担金が必要） ※問い合わせ先 市民課 医療年金係（竹原市役所1階）0846-22-7734
	就学援助費	市内の小・中学校に通い、経済的な理由等により就学困難な児童生徒の保護者の方に給食費・学用品費などの援助を行います。 ※問い合わせ先 児童の通学している学校、又は教育委員会 0846-22-7753
貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭、寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行っています。 *事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 ※問い合わせ先 健康こども未来課 こども福祉係 0846-22-7742
	奨学金・就学支度金	経済的な理由により高等学校・大学等への修学が困難な人を対象に、教育費（奨学金）や入学時に必要な資金（支度金）の貸付制度を無利子で設けています。 ※問い合わせ先 教育委員会 0846-22-7753・22-2329
相談	こども家庭センター	妊娠期から18歳までの子育て期にわたり、相談や支援を行います。 「初めての妊娠、出産で不安」「子供が学校に行きたがらない」などなんでもお気軽にご相談ください。 ※問い合わせ先 たけはらっこネウボラ 0846-22-7160 （保健センター1階） 家庭児童相談室 0846-22-3544（※17:00まで）
住まい	市営住宅	年3回市営住宅入居者の一般募集を実施し、母子家庭が入居しやすいように配慮しています。 母子家庭の条件は、申込者が配偶者（内縁の夫及び婚約者も含む）のない女子で、20歳未満の子を扶養している世帯です。 ※問い合わせ先 都市整備課（竹原市役所2階）0846-22-7749
	県営住宅	市内には県営住宅があります。入居申込みをされる場合の資格要件、申込み方法等詳しくはお問い合わせください。 ※問い合わせ先 ㈱くれせん東広島営業所 082-424-4877

資格取得	自立支援教育訓練給付金	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当受給に相当する所得の場合、適職に就く為に必要な市が指定する教育訓練講座を受講する時、受講費の一部(60%相当)を給付します。(事前相談要) ※問い合わせ先 健康子ども未来課 子ども福祉係 0846-22-7742
	高等職業訓練促進費	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当受給に相当する所得の場合、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師など)取得の為に養成機関で修業する一定期間、市民税非課税世帯は月額100,000円(最後の12月のみ月額140,000円)、市民税課税世帯は月額70,500円(最後の12月のみ月額110,500円)を支給します。 ※問い合わせ先 健康子ども未来課 子ども福祉係 0846-22-7742
年金	年金分割制度	婚姻期間中の厚生年金保険料の納付記録を分割して、受給開始年齢になったときにご自分の年金として受け取ることができます。離婚後2年以内の手続きが必要です。お早めに最寄りの年金事務所までご相談ください。 ※問い合わせ先 呉年金事務所 0823-22-1691
	遺族への年金給付	*死亡一時金、未支給年金 *厚生年金、遺族年金、寡婦年金 *共済年金、遺族年金 市民課 0846-22-7734 呉年金事務所 0823-22-1691 各共済組合へ
子育て	竹原市ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしたい人・子育てのお手伝いをしてほしい人たちが会員となって、子どもを預かったり送迎したり等、子育ての相互援助を行っています。 ※問い合わせ先 竹原市ファミリー・サポート・センター(ふくしの駅内) 0846-22-2304
	認定子ども園	保護者が仕事、病気、出産などのため、家庭で保育することができない児童を保護者に代わって保育します。 *保育料の軽減:多子世帯・母子家庭・父子家庭等のうち、市民税額が一定以下の場合、保育料が軽減されます。 ※問い合わせ先 健康子ども未来課 子ども福祉係 0846-22-7742
	病児・病後児保育事業	子どもが病気・病気の回復期にあつて①集団保育等が困難なときに保護者が仕事などの都合で看護や保育を行うことが困難なとき、子どもを預かって保育・看護をします。利用料の減免制度があります。 ※問い合わせ先 病児病後児専用ダイヤル 080-5299-8081 病児保育 ポピー(米田小児科医院) 病後児保育 さくらんぼ(ふれあい館ひろしま)
	放課後児童クラブ	保護者が仕事等により、昼間常時家庭にいない小学校児童を放課後から夕方まで預かり、小学校の余裕教室等を活用しながら指導員が遊びと生活の指導を行います。*保護者負担金の減免制度があります。 ※問い合わせ先 健康子ども未来課 子ども福祉係 0846-22-7742
仕事	ハローワーク竹原(公共職業安定所)	就職を希望されるとき、専門の職員がきめ細やかな相談・指導を行い、適性にあった事業へ職業紹介を行います。また、公共職業訓練施設において、専門指導員のもとで職業訓練を受けることができます。詳しくは安定所窓口におたずねください。※HP: http://www.hellowork.go.jp (全国の求人を検索できます) ※問い合わせ先 ハローワーク竹原 0846-22-8609
	母子・父子自立支援プログラム	母子・父子自立支援員が、仕事についてお悩みの母子家庭・父子家庭の児童扶養手当受給者の方々と一緒に「母子・父子自立支援プログラム」を話し合いながら作成して、就職や自立に向けてのお手伝いをしています。下記窓口にご相談ください。(月～金 8:30～17:00) ※問い合わせ先 竹原市家庭児童相談室(保健センター1階) 0846-22-3544
優遇措置	福祉定期預貯金	児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給されている寡婦や母子世帯などの方は、証書を添えて金融機関に申し出られると、各金融機関一般の定期預貯金金利よりも優遇されている定期預貯金が利用できます。 ※問い合わせ先 各金融機関 扱っていない銀行もあります。(ゆうちょ銀行は扱っています)
	利子非課税制度	児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給されている寡婦や母子世帯などの方は、証書を添えて金融機関に申し出られると、元金350万円まで預金利子が非課税になります。 ※問い合わせ先 各金融機関
	JR通勤定期の割引	児童扶養手当受給の世帯の方で、旅客鉄道株式会社(JR)の通勤定期乗車券(鉄道のみ)を購入する場合、手続きをすると3割引になります。※通勤です ※問い合わせ先 健康子ども未来課 子ども福祉係 0846-22-7742